

槌子ねぶた愛好会会則

【名称及び事務所】

第 1 条 この会は槌子ねぶた愛好会と称し、事務所を会長指定のところに置く。

【目的及び事業】

第 2 条 この会は津軽ねぶたの伝統を継承して、その振興を図るとともに、これらを通して次代を担う青少年の健全育成並びに町内会の親和を密にして連帯感の啓倍に資することを目的とする。

第 3 条 この会に前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会員の加入促進と組織の充実。
2. 積立金制度の確立。
3. ねぶたの制作運行並びにねぶた囃子教室の開設。
4. 関係官庁及び団体に対する連絡折衝。
5. その他目的達成に必要な事業。

【組織及び役員】

第 4 条 この会は第2条の目的に賛同する町会内外の会員をもって組織する。

第 5 条 この会に次の役員を置く。

名誉会長 1名 顧問 若干名 会長 1名 会長代行 1名
副会長 5名以内 監事 2名 事務局長 1名 事務局 1名
会計 1名 幹事 若干名

第 6 条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。但し欠員で補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第 7 条 会長、会長代行、副会長及び監事は総会において、会員より選出する。

第 8 条 事務局長、事務局、会計及び幹事は総会又は役員会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。事務局長、事務局、会計は三役と兼任できる。

第 9 条 会長は会を代表し、会務の一切を総理する。

会長代行は会長の意向を受け、会の一切を総理する。

会長代行は会長事故ある時、その職務を代理する。

副会長は会長、会長代りを補佐し、両者に事故あるときはその職務を代理する。

監事は会計を監査する。事務局長は庶務を掌り、会計は経理事務にあたる。

幹事は担当町内を代表し、事業の連絡運営にあたる。

第 10 条 この会に名誉会長、顧問をおくことができる。名誉会長並びに顧問は役員会の承認を得て会長が委嘱する。

【会 議】

第 11 条 この会の会議は、定時総会及び役員会とし、会長が招集する。

議事は出席者の過半数を持って決する。

- 第 12 条 総会は毎年1回会計年度終了後2カ月以内開催し、次のことを行う。
但し会員の3分の1以上の同意があるときは臨時総会を開くことができる。
1. 庶務報告
 2. 決算報告
 3. 予算案承認
 4. 事業計画
 5. 会則の改廃
 6. 役員を選出・承認
 7. その他の事項

- 第 13 条 役員会は必要に応じてこれを開き、次のことを行う。
1. 総会は提案する議案の作成。
 2. 決定事項の具体的実行。
 3. 役員及び顧問の承認。
 4. その他緊急事項の審議・処理

【会計及び資産】

- 第 14 条 この会の経費は会費月額1,000円及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。
会費は東奥信用金庫浜の町支店で振替、又は毎月末までに会計に納入する。
又年払の会員は毎年8月までに会計に直接納金する。
途中退会の場合は既納分の会費は返金しないものとする。
- 第 15 条 この会の資産は、ねぶた制作運行に要した器具機材のうち残存しある者及び現金とし、現金は東奥信用金庫に預け入れ保管するものとする。
- 第 16 条 この会の会計年度は毎年9月1日より翌年の8月31日までとする。

【弔意規定】

- 第 17 条 会員に不幸があるときは、持ち回り役員会において決定する。その他については三役一任とする。

【附 則】

この会則は昭和54年9月1日より施行する。

会則改正	平成17年9月24日	一部改正
会則改正	平成18年9月23日	一部改正
会則改正	平成21年9月26日	一部改正
会則改正	平成25年9月28日	一部改正